

貨物自動車運送事業者 各位

(公社)秋田県トラック協会
会長 赤上 信 弥
(公印省略)

初任運転者教育講習会の開催について (案内)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部が改正されました。今まで座学については6時間以上の実施内容で行っていましたが、4月以降、座学及び実車を用いることにより15時間以上実施、又、実際にトラックを運転させ、安全な運転方法の指導を20時間以上実施する事となりました。

協会として、座学部分の15時間の内7時間を実施する事とし、残り8時間及び添乗指導20時間については、事業者が実施する事となります。

つきましては、該当者がおりましたら下記申込書により期日迄申込み願います。敬具

【参考：教育義務】

貨物自動車運送事業法安全規則第10条第2項に基づき、運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者に対しては、初めてトラックに乗務する前に実施すること。但し、やむを得ない事情の場合は、乗務開始後1ヶ月以内に実施する事。又、当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者は除く。

記

1. 日 時 平成29年4月15日(土)・22日(土) 8:30~17:00(中央・県南)
2. 会 場 ①秋田市寺内蛭根 1-15-20 (公社)秋田県トラック協会中央研修センター
②大仙市福田町 11-14 (公社)秋田県トラック協会県南研修センター
3. 参加料 会員事業者==== **無料** 非会員==== 1人 **5,000円**(当日持参)
4. 修了証 受講修了者には、(公社)秋田県トラック協会会長名で当日交付します。
5. 申込方法 ==== **FAX 018-863-7354 (2会場分)**

実施日・希望会場別	締切日	受講者名	受講者名	受講者名
4月15日 / 中央	4/11			
4月22日 / 県南	4/17			

★ 受講者名は楷書で正確に記入してください。

★ 受講者数によっては、希望会場を変更することがありますのでご了承願います。

★ 連絡先～(公社)秋田県トラック協会 TEL 018-863-5331 担当：佐藤

平成29年 月 日

申込会社名

電話番号

担当者